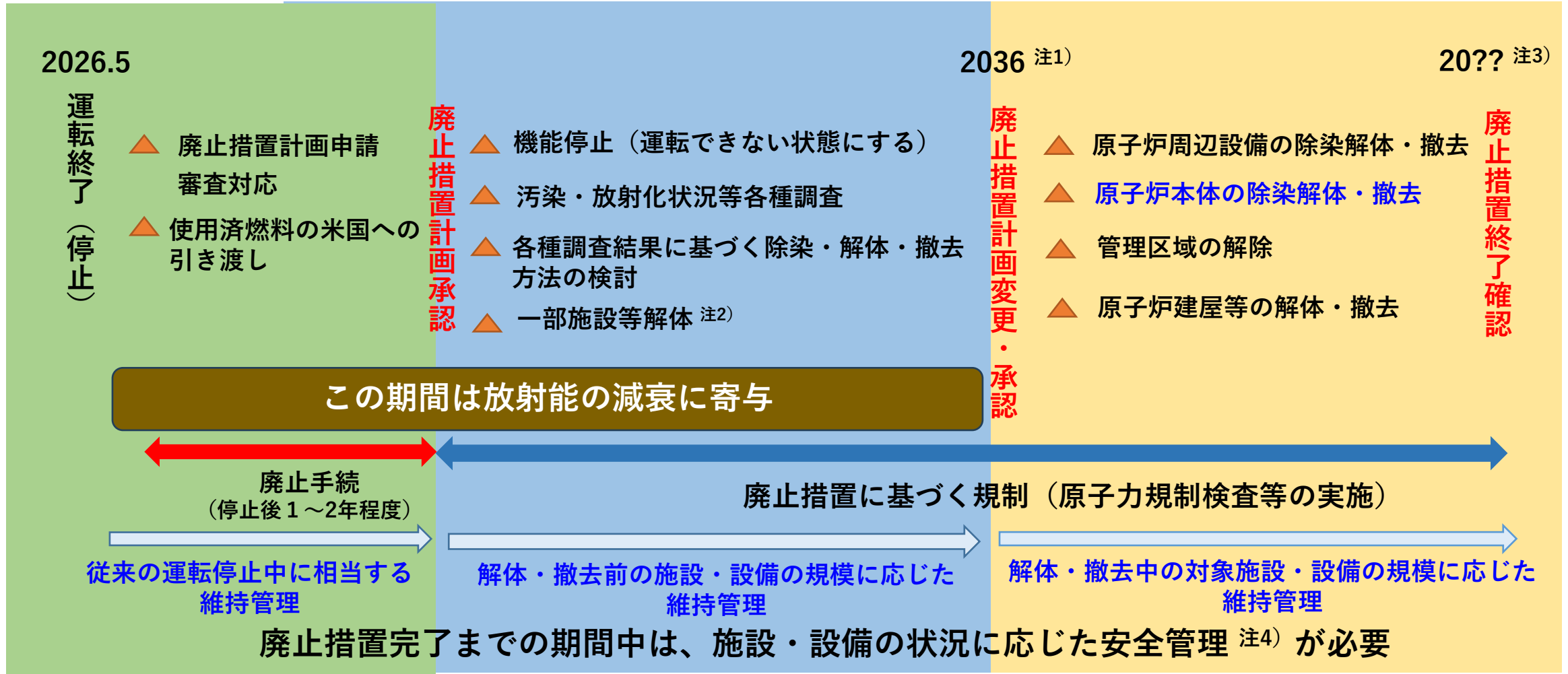


K U R 廃止措置の流れ（イメージ）

[他機関の研究炉の事例を参考に作成]



注1) 処分事業開始の時期や各種調査及び除染、解体・撤去の検討状況によって変わる可能性がある。

注2) 解体対象施設としては、汚染のない2次系の設備などが対象となり、廃止措置計画策定時に決定する。

注3) 廃止措置終期は、処分事業開始の時期や実際の廃止措置作業の中で大きく変わる可能性があるため、未定としている。

注4) 放射線管理施設や気体・液体・固体の放射性廃棄物処理・管理施設等の維持管理を行う。